［削る］

オ　水平面の主輻射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する無線局（特定陸上移動中継局を除く。）に限り記載すること。

カ　空中線の位置の欄は、経度及び緯度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「135.30.05」のように記載すること。ただし、特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

⑻　給電線等の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。

⑼　発射する周波数等の欄は、発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「―」を記載し、発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の記載は要しない。

⑽　その他の工事設計の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

⑾　発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄は、次によること。

ア　周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

イ　電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。

ウ　周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。

エ　空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。

オ　補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。

8　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

9　包括免許（施行規則第15条の２第２項第１号及び第３号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る無線局の開設等届出書の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

別表第五号の五の三　包括免許（施行規則第15条の２第２項第２号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る無線局の開設等届出書の様式（第24条の２関係）

包括免許に係る無線局の開設／変更届出書

年　月　日

（何）総合通信局長（注２）殿

ふりがな
届出者（注３）住所
ふりがな
氏名又は名称　㊞

電波法第27条の６第３項の規定により、包括して免許を受けている無線局に関して、下記のとおり開設／変更したので、届け出ます。

記

１　包括免許の番号	
２　特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した日	